寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 発行所 京 都 府

政策法務課電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(05) 441-3155

国 次

	告	示		
○落札者の決定			(入札課)	ページ 335
○廃棄物の処理及び清	掃に関す	る法律に基	表	
づく指定区域の指定		(循環型	型社会推進課)	"
○救急病院である旨の	告示		(医療課)	336
○農業振興事業費補助	金交付要	綱の一部を	Ė	
改正する告示			(農村振興	
課、経営支援・担い手	手育成課、	流通・ブ	ランド戦略課)	"
○道路の供用開始		(南井	丹土木事務所)	339
	公	告		
○土地改良区役員の就	退任届		(農村振興課)	"
○林地開発行為に係る	事業計画	書の縦覧		

○都市計画法に基つく工事元↓	(建梁指導課)	34

公安委員会

○一般競争入札の実施 342

選挙管理委員会

- ○京都府選挙管理委員会委員長の氏名 344
- ○京都府選挙管理委員会委員長代理の指定
- ○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙 人名簿に登録されている者の数
- ○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に
- 登録されている者の数 345
- ○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の 選挙人名簿に登録されている者の数

告示

京都府告示第242号

○道路の位置の指定

落札者を次のとおり決定した。

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

(山城広域振興局) 340

(乙訓土木事務所) 341

1 購入物品の名称及び数量 複写機用紙 34,505,000枚(A3 855,000枚、A4 30,025,000枚、B4 2,775,000枚、B5 850,000 枚) 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府総務部入札課

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

- 3 落札決定日 平成29年4月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社大塚商会京都支店 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1
- 5 落札金額 16,738,170円
- 6 契約の方法一般競争入札
- 7 入札公告日 平成29年1月13日

京都府告示第243号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

+060+-

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

指定区域	埋立地の区分
与謝郡与謝野町字岩滝小字板列3282の一部、3284の一部、3285の一部、1048の一部、1049の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46 年政令第300号)第13条の2第1号
与謝郡与謝野町字幾地小字東谷2001の一部、2002、2003、2004、2005、2006、2006の乙の一部、7136の2の一部、7137の2の一部、小字東谷口7137の1の一部、小字ココ谷7133の一部	"



+010+

京都府告示第244号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生 省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

名	称	所	在	地		認年	, , ,		認定		
蘇生会総	合病院	京都市位 101	犬見区下	鳥羽広長	町	平 29.	3.	27	平 32.	3.	26
宇治武田	病院	宇治市	宇治里尻	36の26		29.	4.	1	32.	3.	31

京都府告示第245号

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

農業振興事業費補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第928号)の一部を次のように改正する。 第2条の表の28の項を次のように改める。

			Ť			
28	市 町 村	集落営農総合対策		事業費総額の2割	1	事業主体の変更
	府内の農業者が組織	事業に要する経費		を超える増減	2	事業の新設又は廃止
	する団体(以下この	1 府内農業者団	知事が必要と認める			
	項において「府内農	体が行う集落営	額			
	業者団体」という。)	農後継者育成事				
	と企業等との連携体	業に要する経費				
	(以下この項におい	に対し、市町村				
	て「連携体」という。)	が補助する場合				
	の構成員である企業	における当該事				
	等	業に要する経費				

		都	竹	公	学 区	平成29年4月14日 金
2 府内農業者団	2分(の1以内	内。ただ			
体が行う集落営			別に定め			
農ビジネス支援		合を除く				
事業に要する経						
費に対し、市町						
村が補助する場						
合における当該						
事業に要する経						
費						
3 府内農業者団						
体が行う集落営						
農発展型農場づ						
くり事業に要す						
る経費に対し、						
市町村が補助す						
る場合における						
当該事業に要す						
る経費						
(1) 農地集積型	10分	の5.5と	以内。た			
	だし、	知事な	が別に定			
	める	場合を隊	余く。			
(2) 京野菜生産	10分	の4.5比	以内。た			
拡大型	だし、	知事な	が別に定			
	める	場合を隊	余く。			
4 連携体が行う	2分	の1以内	内。ただ			
集落・企業連携	し、	和事が別	別に定め			
強化事業(集落	る場	合を除く	<。			
連携型)に要す						
る経費に対し、						
市町村が補助す						
る場合における						
当該事業に要す						
る経費						
5 連携体が行う	2分	の1以内	内。ただ			
集落・企業連携	し、	印事が別	別に定め			
強化事業(企業	る場	合を除く	<。			
連携型)に要す						
る経費						

第2条の表の29の項中「新規就農者確保事業」を「農業次世代人材投資事業」に改め、同表の31の項中「農地売買支援事業」を「農地売買等支援事業」に改め、同表の32の項から34の項までの規定中「京都6次産業プロジェクト戦略事業」を「京の食6次化ビジネス創出支援事業」に改め、同表の36の項を次のように改める。

36	府内の農林漁業者又 は農林漁業者等が組 織する団体	府内の農林漁業者 又は農林漁業者等 が組織する団体が 行う京都6次化ス テップアップ事業 に要する経費		事業費総額の2割 を超える増減	1 2	事業主体の変更事業の新設又は廃止
----	---------------------------------	--	--	--------------------	-----	------------------

第2条の表の38の項中「取得」を「取得及び当該対象不動産のうち登録空家又はその敷地である土地の取得(登録空家に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合を含む。)をした場合における当該登録空家の改修又は当該土地の整備」に改め、同表に次のように加える。

45	京都府耕作放棄地対策協議会	農地中間管理機構、農業者又は地域の団体等が行う機構遊休農地再生支援事業に要する	知事が必要と認める 額	事業費総額の2割 を超える増減	1 2	事業主体の変更 事業内容の変更

			-	旬) /1寸	ム 報		平成29年4月14	± 🖂	金曜
46	市 町 村 農地中間管理機構 農 業 者 農業者等が組織する 団体	経費に対し、京都 府耕作放棄地対する 場合における当該 事業に要する経費 市町横構、農地中 で理機構、と で で で で で で で で で で で の と に と の に と の に り の に り の に り の に り の に り の に り で り で り で り で り で り し の し の し の し の し の し の し の し の し の し	2分の) 1 以内	事業費総額の2害 を超える増減	J 1 2	事業主体の変更事業内容の変更		
47	市 町 村金 業 等地域の団体	する経費 企業・市町村連携 移住促進事業に要 する経費 1 市町村が行う 「こだわりの住 まい」まちづく り事業に要する 経費 2 企業等又は地 域の団体が行う 企業連携移住促	し助内施額3し助 () () () () () () () () () ()	は、90万円以 つ、1事業実 当たりの補助 900万円以内 01以内。ただ 戸当たりの補 は、60万円以	事業費総額の2害 を超える増減	.	事業主体の変更 事業内容の変更 事業の新設又は廃止		
10	市町村	進事業に要する 経費 3 市町村が行う 企業・市町村連 携移住促進事業 に係る構想づく りに要する経費 市町村が行うホー	施主体 額分の し、1 補助内	ンつ、1事業実 ぶ当たりの補助 600万円以内 01以内。ただ 構想当たりの 頃は、100万円	車楽弗公紹の9ま		車要ナケの亦面		
48	市町村	ロットが行うホームシェア移住支援 事業に要する経費	し、1	戸当たりの補	事素質総額の2音 を超える増減	2 3			
49	市 町 村	市町村が行う移住 者起業支援事業に 要する経費	し、1)1 以内。ただ 事業者当たり か額は、150万 J	事業費総額の2害 を超える増減	2	事業主体の変更 事業内容の変更 事業の新設又は廃止		
50	農 林 漁 業 者 等農林漁業者等が組織する団体	京のふるを進事に 要すると事業に 要すると事業に また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。	し、1 助額は 内 10分の し、1	は、150万円以 3 以内。ただ 事業者当たり か額は、180万	事業費総額の2書を超える増減	.	事業主体の変更事業内容の変更事業の新設又は廃止		

第6条ただし書中「36の項及び」を削り、「42の項まで」の右に「及び46の項から50の項まで」を加える。

附則

この告示は、平成29年4月14日から施行し、この告示による改正後の農業振興事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

京都府告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成 29年4月14日から平成29年4月28日まで縦覧に供する。

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 天王亀岡線
- 3 供用開始の区間及び期日

X	間	期	B
亀岡市本梅町井手亀岡市本梅町井手		平成29年	4月14日

4 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建 設交通部道路管理課

公告

京都市洛南土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良 法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

1 就任役員

(1) 理事

住	所	氏			名
京都市伏見区竹田西内畑町	T77	奥	田	房	_

京都	市伏見	区竹田内畑町218	西	嶋	良	夫
"	"	下鳥羽上三栖町195	安平	P治	勝	美
"	"	中島河原田町119の1	Щ	本	幸3	三郎
"	"	横大路上ノ浜町17の5	梅	林	隆	雄
"	"	横大路草津町44	岡	井	英	夫
"	"	三栖町四丁目844	木	村	健-	一郎
"	"	納所北城堀30の1	廣	Щ		悟

(2) 監事

	住	所	氏			名
京都	市伏見	区竹田内畑町257	大	西	克	巳
"	"	下鳥羽中三町60	辻		博	雄
"	"	横大路下三栖辻堂町81	浦	野	政	弘

2 退任役員

(1) 理事

	住		所	氏			名
京都市	方伏見口	区竹田中内畑町12	1	小	Щ		博
"	"	竹田内畑町218		西	嶋	良	夫
"	"	下鳥羽上三栖町	195	安平	平治	勝	美
"	"	下鳥羽長田町24	1	木	下	德	治
"	"	三栖町四丁目84	4	木	村	健-	一郎
"	"	横大路下三栖梶	原町40	糟	野	高	_
"	"	横大路富ノ森町	70の32	谷	П	勝	美
"	"	納所町348		井	上	富汽	台雄

(2) 監事

	住	所	氏	i		名
京都	市伏見	区竹田真幡木町151	小	Л	正	_
"	"	中島河原田町119の1	Ш	本	幸:	三郎
"	"	横大路下三栖梶原町13	中	村	和	正

京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見 地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出 することができる。

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社玉井開発 代表取締役 玉井 京治 宇治市広野町西裏30番地1

- (2) 林地開発行為の目的 土石の採掘(砂利)
- (3) 林地開発行為をしようとする区域 城陽市中中山120番27ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 34.7ヘクタール
- (5) 期間
 - ア 林地開発行為を行う期間 平成29年8月18日から平成32年8月17日まで
 - イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の 計画期間

昭和43年10月29日から平成56年8月17日まで

- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための 措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部 (次の図のとおり)	場内の車両出入口に タイヤ洗い場を設置 し、運搬車両の汚れを 除去する。

交通量の増加	城陽市中地内の一部 (次の図のとおり)	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両については、ダンプ専用道路の使用を指導する。
粉じんの発生	"	粉じん発生のおそれ のあるときは、場内に 散水を行い、粉じんの 飛散を防止する。
濁水の発生	"	場内排水を沈砂容量 を確保した防災池に集 水し、泥分を沈下させ た後に場外に排水する。
河川水量の増加	"	場内排水を防災池に 集水し、好天時に場外 に排水する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室

宇治市宇治若森7の6

- イ 京都府農林水産部森づくり推進課 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- ウ 城陽市まちづくり活性部農政課 城陽市寺田東ノ口16、17
- 工 株式会社玉井開発 宇治市広野町西裏30番地1
- (9) 縦覧期間

平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日(月) まで

- (10) 意見書の提出期間及び提出先
 - ア 提出期間

平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日 (月)まで

イ 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。)

2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地

近畿砂利協同組合

理事長 桧原 信司

城陽市富野荒見田51番地 京明ビル2階

- (2) 林地開発行為の目的 土石の採掘(跡地復旧)
- (3) 林地開発行為をしようとする区域 城陽市中芦原68番2の4ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積8.1ヘクタール

- (5) 期間
 - ア 林地開発行為を行う期間 平成29年6月28日から平成32年6月27日まで
 - イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の 計画期間

平成23年12月28日から平成41年6月27日まで

- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための 措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部 (次の図のとおり)	道路に土砂等が付着 した場合は、必要に応 じ清掃を行う。
交通量の増加	"	交通混雑及び事故発 生を避けるため、運搬 車両については、ダン プ専用道路の使用を指 導する。
粉じんの発生	"	粉じん発生のおそれ のあるときは、場内に 散水を行い、粉じんの 飛散を防止する。
濁水の発生	"	場内排水を沈砂容量 を確保した防災池に集 水し、泥分を沈下させ た後に場外に排水する。
河川水量の増加	"	場内排水を防災池に 集水し、好天時に場外 に排水する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室

宇治市宇治若森7の6

- イ 京都府農林水産部森づくり推進課 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
- ウ 城陽市まちづくり活性部農政課 城陽市寺田東ノ口16、17
- エ 近畿砂利協同組合 城陽市富野荒見田51番地 京明ビル2階
- (9) 縦覧期間

平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日(月) まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

平成29年4月14日(金)から平成29年5月15日 (月)まで

イ 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進 室

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。)

+060+

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
乙第535号	平 29. 4. 6	京都府乙 訓土木事 務所	長岡京市花山3丁目35の1、35の8、35の20	m 27. 7	最小 6.0 最大 6.1

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に 関する工事が次のとおり完了した。

+040+

平成29年4月14日

京都府知事 山 田 啓 二

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域 八幡市野尻城究1、2の1、2の2、3の1の一部、 3の2、4、5の一部、10の1、10の2、11の1の一部、11の2

(関連区域)

八幡市野尻城究1の1の一部、2の3、3の1の一部、3の3の一部、3の4、4の1、5の一部、5の1の一部、10の3の一部、10の4、11の3の一部、野尻倉掛28の3の一部、28の4の一部、28の6、30の12、30の13の一部、30の14、30の15の一部、30の18の一部、30の19、30の20の一部、30の21、30の22、32の3、上津屋西久保200の4の一部、200の7の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡市岩田北浅地10 株式会社イーテック物流

公安委員会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年4月14日

京都府警察本部長 坂 井 孝 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務の名称

京都府警察公用車両に係る任意自動車損害賠償保険

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成29年6月5日から平成30年6月5日まで

- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ 内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係 電話075-451-9111 内線2253

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付
 - ア 交付期間

平成29年4月14日(金)から平成29年4月27日 (木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- ウ 交付方法
 - (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から午後5時までの間 に交付する。
 - (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の 上、申し込むこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア日時

平成29年4月18日 (火) 午前11時から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加することができない者

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条 の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全 て満たさなければならない。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、 その事実の有無について資格審査を受け、その資格 を認定されたものであること。
 - ア 保険業法 (平成7年法律第105号) 第3条第5 項に規定する損害保険業免許を内閣総理大臣から 受けていない者
 - イ 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ウ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。)の提出期間の属する 年度の4月1日をいう。)において、直前2営業 年度以上の営業実績を有しない者
 - エ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記 載した者
 - オ 任意自動車損害賠償保険契約について、原則と して直近2年間の実績を有すると認められる者以 外の老
 - カ 契約締結後、京都府警察本部の求めに応じて速 やかに契約を履行することができると認められる 者以外の者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者 又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供 し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的 に暴力団の維持運営に協力し、又は関与してい る者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら これを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を 受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体 又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団 体に属する者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間 において、京都府の指名競争入札について指名停止 とされていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府警察本部長 (以下「警察本部長」という。) に申請書を提出し、 参加資格の有無について認定を受けなければならない。 なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明 を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間2の(2)のアに同じ。

- (2) 提出場所 2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法

ア 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から午後5時までの間に 提出すること。

イ 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第 1項に規定する登記事項証明書
- イ 府税納税証明書
- ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 保険業法第3条第5項に規定する損害保険業免 許の写し
- 才 営業経歴書
- カ 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)
- キ 取引使用印鑑届
- ク 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状及 び受任者の身分証明書
- ケ 平成27年度及び平成28年度における任意自動車 損害賠償保険の契約実績一覧表
- コ 交通事故発生時対応等の体制報告書
- サ 役員等調書
- (5) 書類等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。) を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、 申請書等の記載事項を証明する書類等の提出を求め ることがある。

(6) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、 提出書類の金額については、出納官吏事務規程(昭 和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣 換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担 とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で

通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を 通知した日の翌日から平成30年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を警察本部長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 代理人
- (5) 代表者の氏名
- (6) 取引使用印鑑
- 10 参加資格の承継
 - (1) 参加資格を有する者が、次のア又はイのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3並びに4の(1)のイ、キ及びクに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると警察本部長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又 は合併によって設立する法人
 - イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又 は分割によって設立する法人
 - (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般 競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継 審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を 証する書類その他警察本部長が必要と認める書類を 提出しなければならない。
 - (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する
- 11 参加資格の取消し
 - (1) 参加資格を有する者が、入札に係る契約を締結す る能力を有しない者に該当するに至ったときは、当 該参加資格を取り消す。
 - (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたと き又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の 利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約

を履行することを妨げたとき。

- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められ たことによりその資格を取り消され、競争入札に 参加することができないこととされている者を契 約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人 その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア日時

平成29年5月17日(水)午前11時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (3) 入札書に記載する金額 入札書に記載する金額は、総価額とする。
- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わ ることができない。

- ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反し た者のした入札
- (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否要する。
- 13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合 は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落 札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 その他

- (1) この入札の実施については、1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第21号

平成29年4月6日開催の委員会において、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成29年4月14日

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

梅原 勲



京都府選挙管理委員会告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第187条第3項の 規定により、次の者を委員長代理に指定する。

平成29年4月14日

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

田渕 五十生



京都府選挙管理委員会告示第23号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に 関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている 者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年4月14日

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

42.634人

京都府選挙管理委員会告示第24号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年4月14日

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

366, 459人

京都府選挙管理委員会告示第25号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙 人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次 のとおりである。

平成29年4月14日

京都府選挙管理委員会 委員長 梅 原 勲

	1 	21 157 1
	区	31, 157人
京	X	21,524人
京	X	42,656人
京	X	29, 729人
Ш	X	10,533人
科	X	36,686人
京	X	21,902人
	X	26,803人
京	X	54, 180人
京	X	41, 334人
見	X	76,040人
知 山	市	21,854人
鶴	市	23, 494人
部	市	9,760人
市及び久	、世郡	56, 390人
は市及び与	謝郡	12, 485人
岡	市	25,075人
陽	市	21,883人
	京京山科京 京京見 鶴部及及岡京京山科京 京京見 鶴部及びの	京京山科京 京京見 御部及及岡区区区区区区区区区区区市市市世謝市大学 市市市世謝市

向 H 市 15,333人 長岡京市及び乙訓郡 26,535人 八幡市 20,047人 京田辺市及び綴喜郡 22,987人 京 丹 後 市 16,007人 南丹市及び船井郡 13,684人 木津川市及び相楽郡 32,488人

月額購読料 2,790円 345